

法曹養成制度検討会議において提言された各論点と中央教育審議会におけるこれまでの提言内容等の整理

事項	法曹養成検討会議における提言内容	今後に向けての主な検討事項	【参考】中央教育審議会におけるこれまでの取組、提言・報告等
入学定員の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり、また、全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも、まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで、<u>入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 入学定員を削減するための具体的な方策に関する検討 法科大学院全体やクラスに関する適正な規模など法科大学院における学生数の在り方に関する検討 	<p>【平成24年7月19日 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)】</p> <p>○ 入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、<u>双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。</u></p>
公的支援の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省においては、司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために、公的支援見直しを実施しており、これまでに8校が学生募集停止を実施又は公表しているものの、いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから、<u>現行の施策の効果を見極めつつ、これを更に促進する方策を加速・強化する必要がある。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 公的支援の見直しなど、入学定員の削減を促進するためのこれまでの施策効果の検証 深刻な課題を抱える法科大学院の組織見直しを促進するため、公的支援の見直しの更なる強化に関する検討 <p>(※詳細は資料3-5を参照)</p>	<p>○ 平成22年9月、文部科学省において、深刻な課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な組織見直しを促進するため、<u>入学者選抜の競争倍率や司法試験合格率等を指標として、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の減額を行う公的支援の見直しを発表し、平成24年度予算より実施している(平成24年度予算での見直し対象となった法科大学院は6校)。</u></p> <p>○ 平成24年9月、文部科学省において、上記指標に加え、<u>法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加するなどの公的支援の更なる見直しを発表し、平成26年度予算より実施することとしている。</u></p>
上記施策が有効に機能しなかった場合の対応(認証評価の厳格化等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 教育状況に課題のある法科大学院については、公的支援の見直しの更なる強化をはじめ、その浮揚に向けた総合的方策を展開し、組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。 <u>法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については、大学教育の特性に配慮するとともに、認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し、司法試験合格状況、教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め、第4で述べる新たな検討体制において検討し、2年以内に結論を得るべきである</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 現在行われている2順目の認証評価の実施状況等に関する検証 認証評価による適格認定の厳格化など、認証評価の更なる改善に向けた方策の検討 上記施策の進捗状況に応じて更に必要となる施策 	<p>【平成24年7月19日 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)】</p> <p>○ 各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。</p> <p>その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。</p> <p>また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。</p>
法科大学院の浮揚策	<ul style="list-style-type: none"> 上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて、<u>法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院については、特色ある教育等の取組を先導的に行うことや、教育資源を有効活用した改組転換、法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院に対する特色ある先導的教育の推進方策に関する検討 教育資源を有効活用した大学院の連携・連合の促進方策に関する検討 <p>(※詳細は資料3-1を参照)</p>	<p>【平成24年7月19日 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)】</p> <p>○ 今後の法科大学院を支える教員を質・量ともに安定的に養成することが重要であり、法学研究者の養成を担う既存の修士課程・博士課程とも連携しながら、法科大学院の教員、更には法学部をはじめとした我が国の法学研究を支える人材を実効的に養成することが求められる。このため、<u>各法科大学院においては、法科大学院生のうち大学教員として法学教育・研究に取り組むことを志望する者に対する適切な支援を行っていくことが必要である。</u></p> <p>○ 各法科大学院においては、<u>国際関係の授業科目の開設や海外留学生の積極的な受入れとともに、海外留学を希望する学生へのサポートや海外での法曹資格の取得など、グローバル化に対応できる教育環境の一層整備に努めることが期待される。</u></p> <p>○ 現に実務に携わる法曹関係者に対して、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することは、グローバル化や知識基盤社会が急速に進展する現代社会において充実した法的サービスを提供し続けていく上で重要であるとともに、法曹関係者の資質能力の一層の向上を図る観点からも望ましい。</p> <p>このため、各法科大学院においては、<u>法曹関係者の要望を踏まえながら、最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。</u>特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。</p>

法曹養成制度検討会議において提言された各論点と中央教育審議会におけるこれまでの提言内容等の整理

事項	法曹養成検討会議における提言内容	今後に向けての主な検討事項	【参考】中央教育審議会におけるこれまでの取組、提言・報告等
共通到達度確認試験などの成績評価・修了認定の厳格化	<p>・ 法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、平成24年11月30日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験(仮称)」の導入を、その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ、<u>早期に実現することを目指す。</u></p> <p>・ 共通到達度確認試験(仮称)については、<u>法学未修者が、その学ぶべき内容(例えば共通的な到達目標)の達成度を確認でき、自らの学修成果を客観的に把握することでその後の学修に活かせるようにするとともに、法科大学院が学生に対する指導の際の参考資料とすることができるものとして構築する。</u>さらに、第4で述べる新たな検討体制において、これを法学既修者にも活用できるものとして整備することを検討し、その際には、<u>法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して適切に制度の整備を進めるべきである。</u>その際、3(2)で検討する司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮すべきである。なお、共通到達度確認試験は、あくまでも法科大学院における学修の達成度を確認するためのものであり、司法試験における短答式試験そのものを前倒しするものではない。</p>	<p>・ 法曹養成制度検討会議のとりまとめを踏まえ、「共通到達度確認試験(仮称)」をはじめとする法科大学院共通の到達度確認の仕組みなどの基本設計に関する検討</p>	<p>【平成24年11月30日法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ報告】</p> <p>○ 法科大学院教育全体の質保証を図るという観点から、「共通到達度確認試験(仮称)」の導入など法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みの構築を検討することとする。なお、この仕組みを全法科大学院共通で実施することを念頭において構築することによって、個々の法科大学院間に差が生じている現状や学生数が著しく少ない法科大学院が増加しつつある現状の中で、学生は全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することも可能となり、各法科大学院の教育内容の改善はもとより、各学生の学修促進にも資するという利点があると考えられる。</p> <p>○ 2年次から3年次への進級に当たっては、各大学におけるカリキュラムの編成や法学未修者の学修の進み方に関する個人差を考慮すれば、画一的な方法による実施はふさわしくないと考えられるものの、その後の発展的な学修に取り組むために必要となる法的な知識を活用して課題を解決する能力が確実に修得できているかどうかを客観的かつ厳格に判定することができる仕組みの導入を検討することが重要である。</p>
法学未修者教育	<p>・ 法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実、法曹の多様性を確保する観点から重要であるため、<u>法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに、現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については、それらを更に充実させる取組が必要である。</u></p>	<p>・ 法学未修者教育の充実の観点から、法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とする仕組みの見直しに関する検討</p>	<p>【平成24年7月19日 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)】</p> <p>○ また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や3年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。</p> <p>このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、<u>法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。</u></p> <p>【平成24年11月30日法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ報告】</p> <p>○ 法学未修者、特に社会人・法学部以外の学部出身者については、<u>法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮して、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除し、より法律基本科目に注力して学ぶことができる仕組みの導入を検討することが重要である。</u></p>
その他法科大学院教育に関する事項	<p>・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第3の5で述べるように、<u>法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。</u></p> <p>・ また、法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられる。</p> <p>・ 司法修習について、法科大学院教育との役割分担を踏まえ、法科大学院教育との連携が図られているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、<u>各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図るとともに、司法修習の早い段階においても、同様の観点から、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。</u></p> <p>・ 法科大学院も、各法科大学院の特色を生かして、法曹に対して先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供したり、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど、これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけではなく、<u>継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。</u></p>	<p>・ 法曹有資格者の活動領域の拡大、飛び入学、法科大学院における実務基礎教育の質の向上、継続教育等に関する検討</p>	<p>【平成24年7月19日 法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)】</p> <p>○ 改革の第一としてまず取り組むべきことは、各法科大学院において、司法制度改革の理念に基づく法科大学院教育の優れた成果を広く社会に積極的に発信し、社会の理解と信頼を得ていくことである。(中略)法科大学院協会を中心として、<u>法科大学院自身が主体的に情報発信に取り組むことが必要である。</u>例えば、各法科大学院において、学生が法律事務所、民間企業、地方公共団体等で研修を行う「エクスターンシップ」等の授業を、<u>法科大学院の教育効果を対外的に発信する機会という側面をも持つものと捉えて、より積極的に実施していくことや、各法科大学院が、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築して、法科大学院教育の意義や内容が広く知られるよう努めることが考えられる。</u></p> <p>○ 各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルも踏まえつつ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて一層充実した教育がバランス良く行われるよう、自らの教育課程を不断に見直し、その改善・充実に取り組むことが必要である。</p> <p>○ 各法科大学院においては、法曹関係者の要望を踏まえながら、<u>最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。</u>特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。</p>